

鶴ヶ島市いじめ問題対策連絡協議会条例 概要資料

項 目	内 容
設置目的	全国及び埼玉県はいじめの認知件数は年々増加傾向にあり、いじめの態様も複雑化・多様化傾向である。 本市はいじめの認知件数は減少傾向ではあるが、複雑化・多様化するいじめに対応し、いじめ問題への対策をより充実・推進していくため、地域の専門家と連携を図るいじめ問題対策連絡協議会を設置したいので、条例制定するもの
法的位置付け	＜いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 1 項＞ 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
委員人数	1 2 名以内
委員構成（案）	＜学校教育関係者＞ 小学校長代表・中学校長代表 ＜関係行政機関を代表する者＞ 埼玉地方法務局・西入間警察署・川越児童相談所の代表者 ＜市内各種団体を代表する者＞ 市PTA連合会・市人権擁護委員会・民生委員・児童委員の代表者 ＜教育委員会が必要と認める者＞ 学校教育に見識がある大学教授
令和 7 年度予算	いじめ問題対策連絡協議会運営事業 9 8 千円 ・委員に係る経費（委員等報酬・費用弁償） 会長 7, 7 0 0 円 委員 7, 2 0 0 円
会議回数	年 2 回（予定）
協議内容（案）	・鶴ヶ島市いじめ防止等基本方針やいじめ対応マニュアルの内容に関すること ・市教育委員会・各学校のいじめ防止及び対応と取組に関すること ・生徒指導に関する調査の結果報告